

令和5年第6回吉川市農業委員会定例総会（会議録）（HP用）

開催年月日	令和5年6月26日（月）
開催場所	吉川市役所202会議室
開議時刻	午後1時27分
閉議時刻	午後2時59分

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	戸井田 隆	出席	13	吉野 武司	出席
2	吉澤 宏	出席	14	水村 進	出席
3	渡邊 慎也	出席	15	辻田 満	出席
4	森田 文雄	出席	16	馬巻 俊一	出席
5	中村 健一	出席	17	宇野 直樹	欠席
6	萩原 豊子	出席	18	立原 司朗	出席
7	岡田 初幸	出席	①	染谷 信行	欠席
8	鈴木 浩一	出席	②	山口 新市	出席
9	柏 咲子	出席	③	田辺 義雅	出席
10	多々良 俊明	出席	④	戸張 修治	出席
11	齊藤 忠男	出席	⑤	山崎 成一	出席
12	高鹿 武男	出席	⑥	名倉 定一	出席

議事日程

第1	開会
第2	会長あいさつ及び議長就任
第3	会議録署名委員等の指名等について
第4	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について（1～2番） 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について（1番） 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について（1番）

第5	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について（1～2番） 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について（1～2番） 議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について（1番）
第6	その他 ・諸般の報告について ・8月の農地パトロールの日程について ・その他
第7	閉会
事務局 出席者	農業委員会事務局 森事務局長、柴山係長 豊田副主査

1 開会 森事務局長	<p>ただ今より、「令和5年第6回吉川市農業委員会定例総会」を開会いたします。委員の皆様、よろしく申し上げます。まず配付資料の確認をいたします。定例総会次第（両面印刷）、諸般の報告、議案書、農地パトロール報告書、令和4年度 遊休農地に関する調査の報告について 集計結果、農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度についてとなっております。</p> <p>不足がありましたら合図をお願いいたします。</p> <p>また、宇野直樹会長職務代理は体調不良、染谷信行推進委員は所用により欠席の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>それでは、定例総会の開催に当たり、立原会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
2 会長あいさつ 立原会長	(あいさつ)
森事務局長	立原会長ありがとうございました。 委員会の進行につきましては、吉川市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、早速ですが、立原会長をお願いいたします。
議長	それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。進行にご協力をお願いいたします。
3 会議録署名委員の指名について 議長	次第3の「会議録署名委員の指名について」でございます

<p>次回内容調査会 の日程について 議長</p>	<p>が、私から指名させていただきます。次第の裏面の1をご覧ください。14番水村進委員、15番辻田満委員にお願いいたします。</p> <p>次に、2の「次回の内容調査会の日程、場所について」でございます。</p> <p>日程については、7月20日（木）午後1時から議案等該当箇所の現地調査、午後3時から申請者への内容調査となります。場所については、市役所2階の203会議室で行います。</p>
<p>次回内容調査会 委員の指名について 議長</p>	<p>次に、3の「次回の内容調査会委員の指名について」でございますが、旭地区から7番岡田初幸委員、三輪野江地区から13番多々良俊明委員、吉川地区から15番馬巻俊一委員にお願いいたします。</p> <p>お三方のご都合はよろしいでしょうか。</p>
<p>内容調査委員</p>	<p>（はい）</p>
<p>議長</p>	<p>繰り返します。次回の内容調査会、令和5年7月20日（木）午後1時から議案等該当箇所の現地調査、午後3時から申請者への内容調査となります。場所については、市役所2階の203会議室で行います。</p> <p>内容調査委員につきましては、旭地区から7番岡田初幸委員、三輪野江地区から13番多々良俊明委員、吉川地区から15番馬巻俊一委員にお願いいたします。</p>
<p>次回定例総会に ついて 議長</p>	<p>次に、4の「回りの定例総会の日程、場所について」でございます。</p> <p>日程については、令和5年7月25日（火）午後1時30分から、場所については、市役所2階の202会議室にて行います。</p> <p>委員各位のご了解をお願いいたします。</p>
<p>4 報告 議長</p>	<p>それでは、次第4の報告に入ります。「報告第1号 農地法</p>

	<p>第3条の3第1項の規定による届出の受理について」でございます。報告第1号について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>【報告第1号1～2番の朗読】</b></p>
議長	<p>事務局より報告がありました、報告第1号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、報告第1号については問題なしとさせていただきます。</p>
議長	<p>次に、「報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>【報告第2号1番の朗読】</b></p>
議長	<p>事務局より報告がありました、報告第2号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、報告第2号については問題なしとさせていただきます。</p>
議長	<p>次に、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>【報告第3号1番の朗読】</b></p>
議長	<p>事務局より報告がありました、報告第3号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、報告第3号については問題なしとさせていただきます。</p>
5 議案審議	

議長	引き続き、次第5の議案審議に入ります。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」でございます。1番を森田文雄担当委員からご説明をお願いします。
森田委員	【議案第1号1番を朗読】
議長	この件については譲受人が市外居住の方なので、内容調査会を実施しています。齊藤忠男内容調査委員より内容調査会での結果の報告をお願いします。
齊藤委員	<p>報告に先立ちまして、内容調査会にはだれも出席されなかったもので、申請書類等から内容を拾い上げたものを発表します。令和5年6月20日に行いました議案第1号1番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人譲渡人の住所氏名は、先ほど森田担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、だれも出席されませんでした。申請人である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の1ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。</p> <p>申請理由は、規模拡大です。権利の種類については所有権移転です。</p> <p>譲受人の農家の資格については自作地が〇〇㎡、借り受け地〇〇㎡、合計〇〇㎡、今回取得する農地を含め〇〇㎡となります。農業従事者は〇〇人で、農業従事日数は世帯員全員で〇〇日です。よって許可要件であります年間農業従事日数の150日を超えております。所有する農機具は、トラクター〇〇台、耕耘機〇〇台、コンバイン〇〇台、田植え機〇〇台、乾燥機〇〇台、トラック〇〇台等です。申請地までの通作距離は〇〇kmで、車で〇〇分です。取得後の耕作予定者は〇〇で、水稻を作付する予定です。今回取得する農地以外に吉川市内に所有している農地は、〇〇㎡です。申請地の農地管理人は〇〇の〇〇です。</p> <p>内容調査委員からの意見としては、内容調査会にだれも出席されなかったもので、意見はありません。</p>
議長	続いて、事務局から補足説明を求めます。
事務局	今回譲受人については、〇〇在住の方となります、〇〇農業委員会に農業経営状況調査をしたところ、譲受人が〇〇内に持っている農地で〇〇と〇〇が農地法違反の状況にあることを確認しました。農地法第3条の許可基準として、1農地効率利用要件、2農作業常時従事要件、3地域との調和要件

	<p>になります、「農地効率利用要件」に合致していない事を事務局として報告するものです。</p>
議長	<p>結果報告及び補足説明を頂きました議案第1号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
山口推進委員	<p>今回内容調査会に、譲受人譲渡人及び代理人の出席がなかったとの報告がありました。私の過去の理解では議案審議の対象外と考えていましたが、出席がなくてもこの議案審議を行うのでしょうか。</p>
事務局	<p>当初は、譲受人〇〇が出席予定でしたが、内容調査会直前になって出席できないとの連絡をいただきました。その旨を〇〇にも説明をしましたが、内容調査会直前で説明だったので出席ができないとのことでした。内容調査会直前のことなので致し方ないと考えております。なお議案の調査内容については、事前に〇〇から許可基準の要件や農地法違反の農地の詳細について確認をしており、その内容については内容調査委員の齊藤委員にも説明しております。このため議案審議には問題ないと考えております。</p>
議長	<p>山口推進委員よろしいでしょうか。</p>
山口推進委員	<p>他の委員がよろしければいいですが、報告事項でなく議案審議なので質問しました。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
多々良委員	<p>譲受人が所有している〇〇の農地が、一部農地でない状況になっているとのことですが、これを農地に復元しないかぎり、この譲受人の農地取得を認めて良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>譲受人の〇〇の農地法違反となっている2筆の農地につきましては、事務局でも現地を確認しました。状況として、駐車場用地となっております。〇〇を通じて、違反となっている農地を復元する意思があるのか確認をしましたが、農地に復元することは難しいとの回答を得ました。このことから農地法第3条の農地取得の許可基準の1つ、農地効率利用要件には合致していない事を事務局として報告するものです。</p>
他委員	<p>他にご意見ございますか。</p>
議長	<p>議案第1号1番につきましては、現状譲受人が所有してい</p>

	<p>る農地の一部が、農地法違反になっているとの報告を受けました。また、違反の経緯として、譲受人が農地の相続を受けた時から指摘されている2筆の農地は、駐車場用地として使用されていたそうです。それを含め、違反している2筆の農地が復元されないかぎり許可にはできないと考えますが、これについて、ご意見等ございますか。</p>
山崎推進委員	<p>この議案について許可としない場合、申請者側から訴えられることも考えられますが、事務局としてどのように対応されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この案件については、事前に埼玉県春日部農林振興センターの農地担当及び埼玉県農業会議へ確認をしております。内容としては、農地法違反地がある場合は許可が難しいのではないかとの回答を得ています。なお、〇〇からは、行政不服審査を行う予定があると聞いております。その際、審査請求先は埼玉県となりますので、審査先の埼玉県から当農業委員会が審査を受けることとなります。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>この案件については、農地法違反地となっている2筆の農地が是正されない限り、許可できないものと考えます。不許可とすることについて、ご意見ございますか。</p>
吉澤委員	<p>今回議案対象となっている吉川市の農地については、昨年まで耕作はされているのですか。</p>
事務局	<p>今回所有権移転の許可を受けようとしている〇〇地内の農地は、内容調査会時に現地を確認し、耕作がされている状態でした。また、昨年まで耕作されていたのかということですが、耕作放棄地等の報告を受けていないので、耕作はされていたものと考えております。</p>
吉澤委員	<p>この議案が許可されなかったことになっても、許可を受けようとしている農地の耕作を耕作者の方は続けられるのですか。</p>
事務局	<p>現在耕作されている方が、耕作を続けるのかは確認をとっていません。今回の案件は、対象農地を〇〇で持分2分の1ずつ共有しており、〇〇が持っている2分の1共有分を、も</p>

	<p>う一人の共有者である〇〇に譲り渡す案件となります。耕作者については、〇〇が耕作者になっています。今後の耕作については、耕作者ご本人に確認していないのでわかりません。今年分については、田植えがされている状態なので、耕作はされると考えております。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
山口推進委員	<p>吉澤委員がご指摘の事は、案件になっている農地が耕作放棄地になるのではないかとと思いますが、この議案のなかで、許可されなかったことで今後の耕作に対する事について検討する必要はないと考えます。</p>
議長	<p>参考意見として伺います。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
森田委員	<p>先ほど定例総会の前に、議案の担当委員だったので現地確認をしてきました。今回議案対象の〇〇の農地で、道路を挟んで北側の〇〇の農地が耕作されていない状況でしたが、この農地は今回の譲受人の土地でしょうか。</p>
事務局	<p>今回の譲受人が吉川市内の所有している農地は、〇〇の農地のみです。ご指摘の農地については、別の所有者と思われます。なお、耕作されていない遊休農地を見つけた場合は、毎月提出をお願いしております農地パトロール報告書への記載報告をお願いします。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。この件について、農地法違反地があり農地効率利用要件に合致しないので、許可しないことで進めてまいります。議案第1号1番につきまして不許可に賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ということで議案第1号1番は不許可にすることに決定いたします</p>
議長	<p>次に、2番を馬巻俊一担当委員からご説明をお願いします</p>



<p>馬巻委員</p>	<p>す。</p> <p><b>【議案第1号2番を朗読】</b></p>
<p>議長</p>	<p>この件については譲受人が市外居住の方なので、内容調査会を実施しています。渡邊慎也内容調査委員より内容調査会での結果の報告をお願いします。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>令和5年6月20日に行いました議案第1号2番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人譲渡人の住所氏名は、先ほど馬巻担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。申請人である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の2、3ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。</p> <p>申請理由は、規模拡大です。詳細な理由といたしましては、農地の購入を検討していたところ、〇〇を通じて〇〇よりお声をいただいたとのこと。権利の種類については所有権移転です。</p> <p>譲受人の農家の資格については自作地が〇〇㎡、借り受け地〇〇㎡、合計〇〇㎡、今回取得する農地を含め〇〇㎡となります。農業従事者は〇〇人で、農業従事日数は世帯員全員で〇〇日です。よって許可要件であります年間農業従事日数の150日を超えております。所有する農機具は、乗用トラクターで、農地管理人から借用する機械として、コンバイン、乾燥機、噴霧器、草刈り機、脱穀機、籾摺り機、育苗機、田植え機、トラックです。申請地までの通作距離は〇〇で、〇〇で〇〇分です。取得後の耕作予定者は〇〇で、水稻を作付する予定です。今回取得する農地以外に吉川市内に所有している農地は、〇〇㎡です。申請地の農地管理人は〇〇の〇〇です。</p> <p>以上のとおり当申請は全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件を満たしております。</p> <p>内容調査委員からの意見としては、耕作している時、していない時、田んぼのあぜ道の草が伸びていた場合、草刈りをしてください。また耕作している時の除草作業で除草剤を使う場合は、他の田んぼに被害が及ばないように気を付けてくださいと申し上げました。</p>
<p>議長</p>	<p>結果報告を頂きました議案第1号2番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>

他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号2番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第1号2番は許可することに決定いたします
議長	次に、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」でございます。1番を、岡田初幸担当委員からご説明をお願いいたします。
岡田委員	<b>【議案第2号1番を朗読】</b>
議長	この件については内容調査会が実施されております。鈴木浩一内容調査員より内容調査会での結果の報告をお願いします。
鈴木委員	<p>令和5年6月20日に行いました、議案第2号1番の内容調査会の調査の結果を報告します。</p> <p>譲受人譲渡人の住所氏名は先ほど岡田担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の4ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は駐車場用地で、転用理由は事業計画の変更により営業区域が拡張したことによる、駐車場の確保です。申請地を選んだ理由は、現在の営業所の隣接地のためです。申請地の利用計画は、営業用バスの駐車場用地としての利用です。排水計画は、雨水等は敷地内浸透できる柵を設置します。接道については、申請地の〇〇側〇〇道で幅員〇〇mです。工事予定時期は、許可後令和〇〇年〇〇月〇〇日着手し、令和〇〇年〇〇月頃に完了を予定しています。</p> <p>資金計画として、建設工事見積り以上の資金があることを金融機関の残高証明書にて確認しました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策として、周囲を高さ〇〇cmの安全鋼板が設置されます。申請地は農業振興地域内で、農用地から令和〇〇年〇〇月〇〇日に除外されています。土地改良区の意見書として、</p>

	<p>旭土地改良区の意見書が添付されています。当申請地は集团的〇〇農地の区域、第〇〇種の農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準を満たしています。</p> <p>調査員からの意見として、工事の際道路への出入りに注意して周りに迷惑をかけないようにして欲しいと申し伝えました。</p>
議長	<p>結果報告を頂きました議案第2号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
馬巻委員	<p>今回バスの駐車台数を増やすことによる駐車場用地の確保となっていますが、案内図を見ますと転用申請する場所に囲まれている部分が現在使用している駐車場用地になっていて、その部分を含めて駐車場用地の拡張ということでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の転用申請の場所につきましては、駐車場用地の拡張となっております。申請地の〇〇と〇〇に囲まれているところに、今回の譲受人の〇〇の営業所及び駐車場用地が既に設置されており、設置されている駐車場用地の拡張ということで転用申請がされております。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第2号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ということで議案第2号1番は許可相当とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、「議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」です。対象特例農地が農地利用されているか農業委員会で確認し、越谷税務署に報告するものです。</p> <p>議案第3号1番の審査前でございますが、〇〇委員が農業相続人となる「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」の審議となりますので、〇〇委員につきましては、審議終了まで会議室からの退室をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>(〇〇委員退室)</p>

議長	<p>では、1番について馬巻俊一担当委員から担当地区のご報告をお願いします。</p> <p>なお、議案の朗読につきましては、案件の最初に指名させていただいた委員がすべての朗読して頂くようお願いします。</p>
馬巻委員	<p><b>【議案第3号1番を朗読】</b></p> <p>この案件については、前回以前の定例総会で議案として上げているものになります。前回の定例総会后に私馬巻と山崎推進委員と農業相続人の〇〇と事務局で対象農地の確認をしました。その際、案内図5ページに示している箇所（東側の農地）を〇〇がご自身の農地の場所と勘違いをしていたようです。このため、案内図5ページに示している箇所が〇〇となります。</p> <p>（特例農地の利用状況の報告）</p>
議長	<p>続きまして、山崎成一担当委員から担当地区のご報告をお願いいたします。</p>
山崎推進委員	<p>（特例農地の利用状況の報告）</p>
議長	<p>報告頂きました、議案第3号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
他委員	<p>（なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号1番につきまして、担当委員の報告どおり越谷税務署に報告することについて賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>（挙手全員）</p>
議長	<p>挙手全員で議案第3号1番について、担当委員の報告どおり決定いたします。</p> <p>〇〇委員の入室を認めます。</p>
〇〇委員	<p>（〇〇委員入室）</p>
議長	<p>以上で議案審議を終了いたします。議事の進行にご協力いただきありがとうございました。</p>
6 その他	

議長	次第6のその他に移ります。諸般の報告について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 議長	(諸般の報告の朗読) (補足説明)
議長	続きまして、8月の農地パトロールの日程について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	今年度の農地利用状況調査・一斉農地パトロールについてです。今年については、予定として例年通りの方法で行いたいと考えております。日程につきましては、車の予約状況から、8月8日、9日、10日、22日、23日、24日をお願いをしたいと考えております。軽自動車と7人乗りのワゴン車に、委員が乗車してもらいたいと考えております。
議長	事務局からの説明がございましたが、今年度の農地パトロールの実施方法について皆様からの意見を求めます。
多々良委員	例年どおりお盆前の8月上旬のパトロールでお願いしたいのですが。
議長	多々良委員より、お盆前の農地パトロール実施の意見がありました。このことについてご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	農地利用状況調査の実施にあたりまして、8月8日、9日、10日の午前午後で各地区の日程等を決める協議のため、暫時休憩します。決まった内容については、事務局に報告をお願いいたします。
	休憩 14時20分 再開 14時30分
議長	それでは再開いたします。農地利用状況調査の各地区の日程について事務局から確認をお願いします。
事務局	報告いたします。旭地区については8月9日の午前、三輪野江地区については8月10日の午後、吉川地区については8月8日の午前と決定しました。実施時間については、午前の場合は9時から、午後の場合は13時30分からといたします。あとパトロールの際は、汚れてもいい服装と農業委員

	<p>会の帽子と腕章を持参してください。</p>
議長	<p>今年度の農地パトロールについて、この日程で実施していきます。続きまして事務局から発言ありますか。</p>
事務局	<p>4点ご連絡がございます。</p> <p>1点目は、令和4年度遊休農地調査の集計結果です。昨年の農地利用意向調査で発見し、令和5年4月に埼玉県へ遊休農地として報告を行ったものの資料です。現状耕作されていない農地、荒廃が進んでいるものもあります。今後の毎月のパトロールの参考になればと思い、配布させていただきました。</p> <p>2点目は、11月開催します市民まつり農業まつりでございます。農業委員会の出し物については、今後決めていくこととなりますが、場所とテント等の仮予約をする必要があるため、予約の報告をさせていただきます。なお、前回の出し物については、農業委員会の広報活動及び粗品の配布です。また、市民まつりの運営委員会より市民まつり運営の協力要請もあると思っております、その際はよろしくお願いいたします。</p> <p>3点目、「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度」についてです。皆さまのお手元に公務災害補償制度のパンフレットを配付しております。</p> <p>令和4年10月1日から1年間の期日でA型に1口加入しておりますが、令和5年10月1日から引き続きA型に1口加入してもよろしいか皆様にお諮りいたします。なお、保険料については、親睦会費から支出したいと考えております。</p>
議長	<p>事務局から加入の提案があった公務災害補償制度について、A型に1口継続して加入してよろしいでしょうか。</p>
他委員	<p>(はい)</p>
議長	<p>継続して加入することに決定しました。加入手続きについては、事務局で対応をお願いいたします。</p> <p>引き続き事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4点目ですが、先ほどお配りしております「埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画」です。</p> <p>(埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画の計画内容の説明)</p>
議長	<p>最後になりますが、その他事務局、またはご出席の委員からご発言はありますか。</p>

<p>岡田委員</p>	<p>先ほど配布していただきました、「令和4年度遊休農地調査の集計結果」ですが、ここの中での遊休農地の対象となる基準を教えてください。自分が担当地区で通し番号〇〇～〇〇番は作付け状態となっていますが、どのような基準で対象農地となったのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>配布した遊休農地の集計表の右側に、現況という欄がございます。欄の中には、○作付け、△保全管理、□指導中の3種類の記載があります。○の作付けは、現在農地が耕作されている状態にあるものです。△保全管理は、草刈り等を行い農地がすぐに耕作できる状態の農地のことです。□指導中は、農地が耕作されず雑草等が繁茂している状態の農地ことです。なお、県に報告している遊休農地の面積は□指導中の農地だけを遊休農地として報告しています。また、この集計表に計上している農地は、令和4年度において8月の農地一斉パトロールや委員の方から毎月報告を頂いている農地パトロール結果及び一般の方から草刈り等要望があったものを計上しています。なお、事務局では委員からご報告いただいたものはすべて現地確認をしております。土地の地番について、記載ミス又は別の場所の地番を記載した場合、そのままの地番で調査をしていますので作付けがされている所も調査している可能性はあるかと思えます。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見ございますか。</p>
<p>山口推進委員</p>	<p>事務局の見解を聴きたいのですが、面積が小さい遊休農地についても報告が必要でしょうか。例えば二桁ぐらいの面積しかない農地で、耕作するのに困難な農地も遊休農地となっていれば報告は必要でしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の見解をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局としては、耕作されていない農地で雑草等が繁茂している農地については、遊休農地としての報告をお願いします。面積が小さい農地でも保全管理等されている農地であれば問題ないですが、雑草等が繁茂しているような場所は報告をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見ございますか。</p>
<p>吉澤委員</p>	<p>遊休農地の集計表ですが、備考欄に新規と記載しているものがありますが、実施いつの時点で新規計上された遊休農地</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>水村委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>他委員</p> <p>議長</p> <p>7 閉会 森事務局長</p>	<p>となりますか。</p> <p>令和3年度には記載がなかった遊休農地で、令和4年度に新たに発生した遊休農地を新規として扱い計上しています。</p> <p>他にご意見ございますか。</p> <p>農地転用の許可を受けている場所で駐車場用地になる予定の所ですが、工事が行われてない状態が続いており、草がかなり繁茂している状態です。このような場所も報告する必要があるのでしょうか。場所としては、〇〇にある〇〇脇の〇〇沿いにある農地になります。</p> <p>ご指摘の場所は、以前除外申請が提出されていた案件と思われます。転用許可申請についてはまだ申請されていないと思われますので、現状農地扱いになります。現状耕作されておらず、雑草等が繁茂しているようであれば遊休農地として報告してください。</p> <p>他にご意見ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ご発言がないようですので、これで議長の任を解かせていただきます。 それでは、進行を事務局にお渡しいたします。</p> <p>立原会長、ありがとうございました。 また、委員の皆様、長時間にわたり、ご審議大変お疲れ様でした。 以上をもちまして、令和5年第6回吉川市農業委員会定例総会を閉会します。 議案書、活動記録、農地パトロール報告書を回収に伺いますので、お手元のクリアファイルに入れて、机の上に置いてください。ご協力お願いいたします。</p> <p>閉会 14時59分</p>
<p>上記、会議の顛末に相違ない事を証明するため署名する。 令和 年 月 日</p>	<p>会 長</p> <p>署名委員</p>



	署名委員
--	------